

議事要旨(4) 無形資産に係る検討について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）及び市原専門研究員より、個別に検討を要する論点とされた①経過的な取扱い、及び、②研究開発の成果を自社の研究活動に利用する場合の取扱いについて、委員会審議を踏まえ事務局で準備した検討資料及び無形資産会計基準（案）の文案により説明がなされた。

②については、事務局より、個別買入れであっても無形資産を自己創設するための支出として取り扱う場合を明確化することも検討したが、研究開発に係る第三者との契約形態が多岐にわたる中、購入した研究開発として扱う場合と自己創設に係る研究開発の一部として扱う場合とは個別に判断を要するものであり、一律に境界線を定めることが困難であること、及び、先行して国際財務報告基準を適用している欧州の開示例を見ても研究開発用のライセンス等については資産計上がみられることを踏まえ、国際財務報告基準とのコンバージェンスを行う観点から、個別買入れによる取得については、IAS 第 38 号と同様の表現にする方向で修正を行った旨が説明された。

委員から特段の発言はなされず、引き続き、公開草案の公表に向けて検討が進められることとされた。

以 上